

協議・届出に必要な書類

○柏市景観計画（大規模建築物等、新条例による重点地区）

1. 建築物の新築、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替

図書	明示すべき事項
付近見取図 1/2500以上	方位、目標となる地物及び敷地の位置
配置図 1/100以上	縮尺、方位、敷地境界線、建築物、建築設備、門、塀、擁壁等の位置及び形状、土地の高低敷地の接する道路の位置及び幅員、敷地の境界沿いの処理方法、植栽等の位置、樹種、寸法及び数量
各階の平面図 1/100以上	縮尺、方位、間取り、各室の用途等
立面図(各面) 1/100以上	縮尺、外壁又は外装に用いる材料の種類、仕上方法、色彩(着色すること。)
外構図 ^{*1} 1/100以上	敷地の境界沿いの処理方法／建築設備、門塀等及び擁壁の形状／土地の高低差処理方法／植栽等の位置、樹種、寸法及び数量
完成予想図 ^{*1}	建築物、外構、植栽等とその周辺状況等
周辺状況のわかる写真(2方向以上)	敷地及び敷地の周辺状況を表すもの
チェックリスト	市様式

2. 建築物の外観の色彩の変更

図書	明示すべき事項
付近見取図 1/2500以上	方位、目標となる地物及び敷地の位置
配置図 1/100以上	縮尺、方位、敷地境界線、建築物、建築設備、門、塀、擁壁等の位置及び形状、土地の高低、敷地の接する道路の位置及び幅員
変更する立面図 1/100以上	縮尺、外壁又は外装に用いる材料の種類、仕上方法及び色彩(着色すること。)
周辺状況のわかる写真(2方向以上)	敷地及び敷地の周辺状況を表すもの
チェックリスト	市様式

3. 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

図書	明示すべき事項
付近見取図 1/2500以上	方位、目標となる地物及び敷地の位置
配置図 1/100以上	縮尺、方位、敷地境界線、工作物の位置、建築設備、門、塀、擁壁等の位置及び形状、敷地の境界沿いの処理方法、植栽等の位置、樹種、寸法及び数量
各面の立面図 1/100以上	縮尺、外装等に用いる材料又は主要部材の種類、仕上方法、色彩(着色すること)
周辺状況のわかる写真(2方向以上)	敷地及び敷地の周辺状況を表すもの
チェックリスト	市様式

*1: 協議時点では、これらの図書は不要となります。

4. 開発行為

図書	明示すべき事項
付近見取図 1/2500以上	方位、目標となる地物の位置、行為を行う土地の区域
現況図 1/1000以上	都市計画法施行規則第16条第4項の表に定めるところに準じて作成すること
土地利用計画図 1/1000以上	
造成計画平面図 1/1000以上	
造成計画断面図 1/1000以上	
擁壁の断面図 1/50以上	
周辺状況のわかる写真(2方向以上)	行為を行う土地の区域及びその周辺状況を表すもの
チェックリスト	市様式

5. 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

図書	明示すべき事項
付近見取図 1/2500以上	方位、目標となる地物及び敷地の位置
配置図 1/100以上	縮尺、方位、敷地境界線、たい積する位置、高さ及び方法、敷地の境界沿いの処理方法(遮へい物等の位置及び形状又は植栽等の位置、樹種、寸法及び数量)
周辺状況のわかる写真(2方向以上)	敷地及び敷地の周辺状況を表すもの
チェックリスト	市様式

※その他必要に応じて(面的開発、斜面地開発を伴うものや景観上重要な場所での行為等)、景観シミュレーションに参考となる図書(スケッチパース、断面図、VR、模型)等の提出をお願いすることがあります。また、代理人による申請の場合は委任状が必要です。

図書の縮尺は行為の規模が大きいなど適切に表示できない場合には、適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図書に替えることができる。

立面図では、露出する建築設備及び各部分の仕上げを記載し、着色その他適当な方法により表示すること。(必要に応じ、隣地物件をあわせた表示を求めることがあります。)

色彩計画は、日本塗料工業会の「塗装用標準見本帳」や「JIS標準色票」で確認し、マンセル表色系で表示すること。